



担当	令和8年1月29日（木）
	【照会先】
	鳥取労働局雇用環境・均等室
	室長 岡田 節子 監理官 中島 章文 電話 0857-29-1709

次世代育成支援対策推進法 “くるみん” 三光 株式会社 を認定しました ～境港市で初！くるみん認定は県内 32 社目！～

くるみん認定とは、育児休業取得率などの要件を満たした事業主が申請を行うことにより鳥取労働局長の認定を受けることができます。

鳥取労働局（局長 山下 祐博）は次世代育成支援対策推進法に基づく「子育てサポート企業」として、三光 株式会社（境港市）を新たに認定しました。

当局では、以下により「くるみん」認定通知書交付式を行います。

- ★地域貢献活動として、こども・学生に対して工場見学・出前授業を実施！
- ★小学校卒業までの子を対象とした子の看護等休暇を導入

1 くるみん認定企業

三光 株式会社 鳥取県境港市昭和町5-17
代表取締役社長 三輪 昌輝

2. 認定書交付式

日 時 令和8年2月10日（火） 11時00分～
場 所 三光 株式会社
鳥取県境港市昭和町5-17

★ぜひ、当日取材をいただきますようよろしくお願ひいたします。
当日取材いただける場合はあらかじめ、鳥取労働局雇用環境・均等室までご連絡いただきますようよろしくお願ひいたします。

- 資料 1 2026年くるみん認定企業のご紹介
2 鳥取県内の「プラチナくるみん」「くるみんプラス」「くるみん」認定企業一覧
3 「くるみん」認定基準

三光 株式会社

所在地：境港市
業種：サービス業
労働者数：338人（令和7年11月10日現在）



認定日 令和8年1月15日

行動計画の内容

◆計画期間

令和4年1月1日～
令和7年3月31日（3年3ヶ月）

◆目標

- 地域の子どもや学生の工場見学・出前授業による環境を通じた次世代育成に貢献する
- 3歳以上の子を持つ社員が、希望する場合に利用できる短時間勤務制度を導入する

取組の状況

◆行動計画に定められた目標をすべて達成

- 地域の子どもや学生に対して年間を通じて工場見学・出前授業を実施
- 中学校就学前までの子を持つ労働者を対象とした短時間勤務制度を整備

◆ワークライフバランスの実現に向けて、

- 年に5日の範囲で時間単位の年次有給休暇を導入
- 年次有給休暇取得推奨日、推奨月を設定

◆社員向けに親子で参加できる「こども参観日」を実施

育休取得状況

◆行動計画期間中の男性の育児休業等取得状況

育児休業…3名 企業独自の育児目的休暇…9名
配偶者が出産した労働者のうち制度利用した者の割合 75%

◆行動計画期間中の女性の育児休業取得状況

育児休業…4名（うち有期雇用労働者1名）
100%（休業取得者／出産者）

☆認定企業からのメッセージ

このたび、境港市で第一号、かつ新基準における第一号の「くるみん認定」をいただき、大変光栄に存じます。

今回の認定は、これまで取り組んできた子育て支援の取り組みを評価いただいたものですが、当社はこれを一つの通過点と捉え、今後は“介護と仕事の両立”を含め、どのライフステージにあっても安心して働ける職場環境の整備を進めてまいります。

また、制度面の充実に加え、職場でのサポート体制や相談しやすい雰囲気づくりにも継続して取組み、当社が大切にする「楽しく真面目に一所懸命」という姿勢のもと、これからキャリアを築く従業員一人ひとりが、自分らしさを活かしながら成長できる職場を目指してまいります。

(令和8年1月15日時点)

鳥取県内のプラチナくるみん認定企業一覧



「くるみん」認定企業のうち、より高い水準の取組を行った企業については、
「プラチナくるみん」企業に認定しています。

認定年	号数	企業名	所在地	業種
令和6年	第1号	社会医療法人明和会医療福祉センター	鳥取市	医療、福祉
令和7年	第2号	学校法人柳心学園	米子市	教育、学習支援業

鳥取県内のくるみんプラス認定企業一覧



「くるみん」認定企業のうち、不妊治療と仕事の両立をサポートする取組を行った企業については、
「くるみんプラス」に認定しています。

認定年	号数	企業名	所在地	業種
令和6年	第1号	社会福祉法人あすなろ会	鳥取市	医療、福祉
令和7年	第2号	株式会社鳥取銀行	鳥取市	金融業・保険業



鳥取県内のくるみん認定企業一覧

行動計画を策定し、その行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たした場合、必要書類を添えて申請を行うことにより、「子育てサポート企業」として認定（くるみん認定）を受けることができます。

認定年	号数	企業名	所在地	業種
平成20年	第1号	A社 (合併による失効)		
平成22年	第2号	株式会社原田建設	鳥取市	建設業
	第3号	社会医療法人明和会医療福祉センター	鳥取市	医療, 福祉
平成23年	第4号	国立大学法人鳥取大学	鳥取市	教育, 学習支援業
	第5号	株式会社井木組	琴浦町	建設業
平成24年	第6号	株式会社日本海自動車学校	鳥取市	教育, 学習支援業
	第7号	馬野建設株式会社	琴浦町	建設業
平成25年	第8号	B社 (社名等公表辞退)	—	—
	第9号	有限会社SKプラン	鳥取市	医療, 福祉
平成26年	第10号	株式会社いない	倉吉市	卸売業, 小売業
	第11号	シャープ米子株式会社	米子市	製造業
平成27年	第12号	株式会社鳥取銀行	鳥取市	金融業, 保険業
	第13号	C社 (合併による失効)		
	第14号	株式会社井木組	琴浦町	建設業
	第15号	馬野建設株式会社	琴浦町	建設業
	第16号	社会医療法人明和会医療福祉センター	鳥取市	医療, 福祉
	第17号	日ノ丸産業株式会社	鳥取市	卸売業, 小売業
	第18号	学校法人柳心学園	米子市	教育, 学習支援業
平成28年	第19号	一般財団法人鳥取県観光事業団	鳥取市	生活関連サービス業, 娯楽業
	第20号	有限会社共栄部品	米子市	自動車部品卸売業
	第21号	鳥取信用金庫	鳥取市	金融業
	第22号	社会福祉法人あすなろ会	鳥取市	医療, 福祉
平成29年	第23号	株式会社鳥取県倉吉自動車学校	北栄町	教育, 学習支援業
令和元年	第24号	社会福祉法人日南福祉会	日南町	医療, 福祉
	第25号	株式会社ナレッジサポート	鳥取市	教育, 学習支援業
令和2年	第26号	社会福祉法人青谷福祉会	鳥取市	医療, 福祉
令和6年	第27号	株式会社エナテクス	倉吉市	建設業
	第28号	田中工業株式会社	鳥取市	建設業
	第29号	社会福祉法人さとに会	鳥取市	医療, 福祉
令和7年	第30号	西谷技術コンサルタント株式会社	倉吉市	建設業
	第31号	未来建設株式会社	鳥取市	建設業
令和8年	第32号	三光 株式会社 NEW!	境港市	サービス業

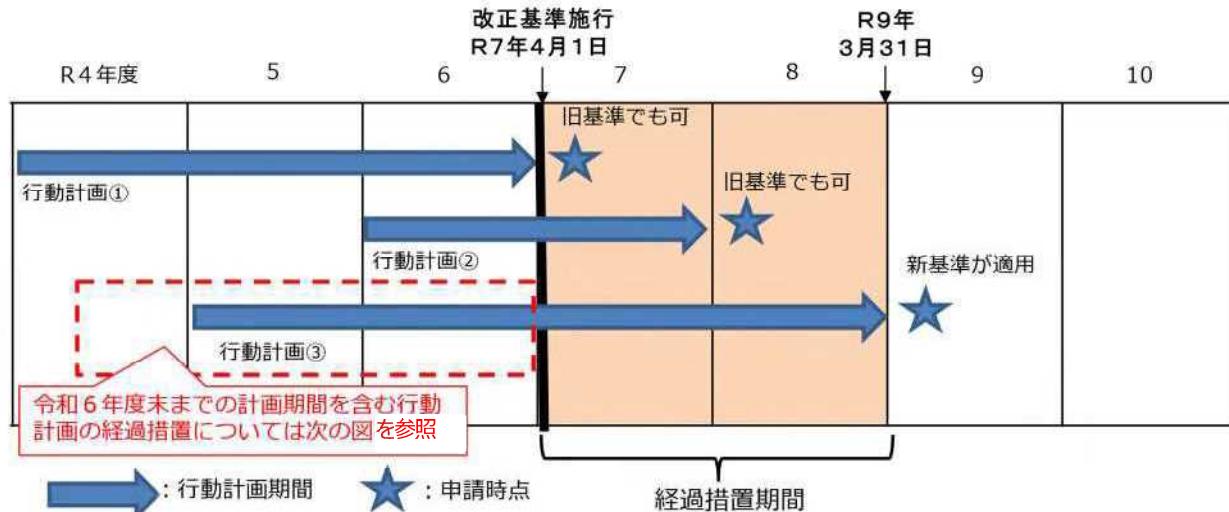
トライくるみん、くるみん認定基準

トライくるみん (旧基準達成)	新しいトライくるみん（新基準達成） ※新たなマークには認定年の後ろに「(2025年度基準)」と記載されます。	くるみん (旧基準達成)	新しいくるみん（新基準達成） ※新たなマークには認定年の後ろに「(2025年度基準)」と記載されます。
1. 雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な行動計画を策定したこと。			
2. 行動計画の計画期間が、2年以上5年以下であること。			
3. 策定した行動計画を実施し、計画に定めた目標を達成したこと。			
4. 策定・変更した行動計画について、公表および労働者への周知を適切に行っていること。			
5. 次の（1）または（2）のいずれかを満たしていること。 (1) 計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率が 10%以上 （ <u>旧基準：7%以上</u> ）であること。 (2) 計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率および企業独自の育児を目的とした休暇制度利用率が、合わせて 20%以上 （ <u>旧基準：15%以上</u> ）であり、かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いること。	5. 次の（1）または（2）のいずれかを満たしていること。 (1) 計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率が 30%以上 （ <u>旧基準：10%以上</u> ）であり、当該割合を「両立支援のひろば」で公表していること。 (2) 計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率および企業独自の育児を目的とした休暇制度利用率が、合わせて 50%以上 （ <u>旧基準：20%以上</u> ）であり、当該割合を「両立支援のひろば」で公表していること、かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いること。		
<労働者数が300人以下の一般事業主の特例>			
計画期間内に男性の育児休業等取得者または企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者がいない場合（男性の育児休業等取得者が0人、かつ企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者が0人）でも、①～④のいずれかに該当すれば基準を満たす。			
① 計画期間内に、 <u>子の看護等休暇</u> （ <u>旧基準：子の看護休暇</u> ）を取得した男性労働者がいること（1歳に満たない子のために利用した場合を除く）。	① 計画期間内に、 <u>子の看護等休暇</u> （ <u>旧基準：子の看護休暇</u> ）を取得した男性労働者がいること（1歳に満たない子のために利用した場合を除く）、かつ、当該男性労働者の数を「両立支援のひろば」で公表していること。		
② 計画期間内に、中学校卒業前（15歳に達した後の最初の3月31日まで）の子を育てる労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性労働者がいること。	② 計画期間内に、中学校卒業前（15歳に達した後の最初の3月31日まで）の子を育てる労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性労働者がいること、かつ、当該男性労働者の数を「両立支援のひろば」で公表していること。		
③ 計画期間とその開始前の一定期間（最長3年間）を合わせて計算したときに、男性の育児休業等取得率が 10%以上 （ <u>旧基準：7%以上</u> ）であること。	③ 計画期間とその開始前の一定期間（最長3年間）を合わせて計算したときに、男性の育児休業等取得率が 30%以上 （ <u>旧基準：10%以上</u> ）であり、当該割合を「両立支援のひろば」で公表していること。		
④ 計画期間において、小学校就学前の子を養育する男性労働者がいない場合、中学校卒業前（15歳に達した後の最初の3月31日まで）の子または小学校就学前の孫について、企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した男性労働者がいること。	④ 計画期間において、小学校就学前の子を養育する男性労働者がいない場合、中学校卒業前（15歳に達した後の最初の3月31日まで）の子または小学校就学前の孫について、企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した男性労働者がいること、かつ、当該男性労働者の数を「両立支援のひろば」で公表していること。		
6. 計画期間における、 <u>女性労働者および育児休業の対象となる女性有期雇用労働者の育児休業等取得率が、それぞれ75%以上</u> （ <u>旧基準：女性労働者の育児休業等取得率が75%以上</u> ）であること。	6. 計画期間における、 <u>女性労働者および育児休業の対象となる女性有期雇用労働者の育児休業等取得率が、それぞれ75%以上</u> （ <u>旧基準：女性労働者の育児休業等取得率が75%以上</u> ）であり、当該割合を「両立支援のひろば」で公表していること。		
<労働者数が300人以下の一般事業主の特例>			
計画期間内に上記基準を満たしていない場合でも、計画期間とその開始前の一定期間（最長3年間）を合わせて計算したときに、 <u>女性労働者または育児休業の対象となる女性有期雇用労働者の育児休業等取得率が75%以上</u> （ <u>旧基準：女性労働者の育児休業等取得率が75%以上</u> ）であれば基準を満たす。			
(旧基準7.) 3歳から小学校就学前の子を育てる労働者について、「育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置または始業時刻変更等の措置に準ずる制度」を講じていること。 ※廃止（経過措置はp.4 上段参照）			
7 (旧基準8). 計画期間の終了日の属する事業年度において次の（1）と（2）のいずれも満たしていること。 (1) フルタイムの労働者の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月45時間未満であること。 (2) 月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者がいないこと。	7 (旧基準8). 計画期間の終了日の属する事業年度において次の（1）または（2）のいずれかを満たしていること、かつ（3）を満たしていること。 (1) フルタイムの労働者の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月 30時間未満 （ <u>旧基準：45時間未満</u> ）であること。 (2) フルタイムの労働者のうち、25～39歳の労働者の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月45時間未満であること。（新設） (3) 月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者がいないこと。 （旧基準：計画期間の終了日の属する事業年度において上記（1）の旧基準と（3）のいずれも満たしていること。）		
8 (旧基準9). 次の①～③のいずれかの措置について、成果に関する具体的な目標を定めて実施していること。 ① 男性労働者の育児休業等の取得期間の延伸のための措置 （ <u>旧基準：所定外労働の削減のための措置</u> ） ② 年次有給休暇の取得の促進のための措置 ③ 短時間正社員制度、在宅勤務、テレワークその他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置			
9 (旧基準10). 法および法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。			

認定申請に関する経過措置

【令和7年4月から2年間の認定基準の経過措置】：改正前の旧基準達成による認定

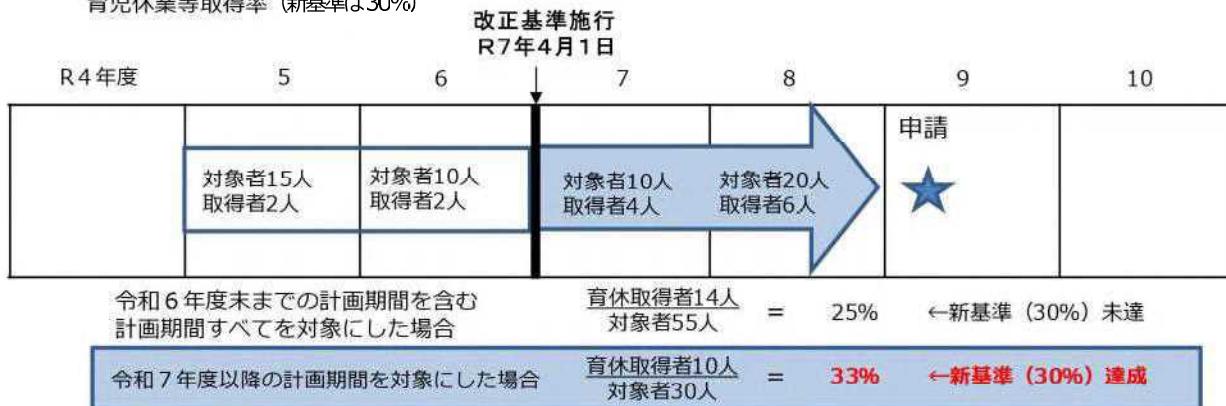
計画期間の時期にかかわらず、令和9年3月31日までは旧基準で申請することができます。この場合に付与されるくるみん及びトライくるみん認定マークは旧基準達成による認定マークとなります。



【令和6年度末までの計画期間を含む行動計画の経過措置】：改正後の新基準達成による認定

施行後の取組を評価するため、令和6年度末までに開始した行動計画で令和7年度以降に認定申請を行う場合は、令和6年度末までの計画期間を含めずに、令和7年度以降の計画期間を基準算出のための計画期間とみなすことができます。この場合に付与される認定マークは新基準達成による認定マークとなります。

【例】くるみん認定申請に係る計画期間が令和5年度から8年度までの4年間であった場合の男性労働者の育児休業等取得率（新基準は30%）



⇒ 令和7年度以降の計画期間での新基準達成により、新しいくるみんマークの申請が可能

【プラチナくるみん認定の取消に関する経過措置】

プラチナくるみんは、認定取得後、「両立支援のひろば」にて公表した「次世代育成支援対策の実施状況」が同じ項目で2年連続で基準を満たさなかった場合に取消の対象となります。今回の認定基準の改正に伴い、公表前事業年度が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間を含む場合は、新基準を満たしていないくとも旧基準を満たしていれば取消の対象とはなりません。

◆詳細は、厚生労働省ホームページをご覧ください。https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11367.html

くるみん認定・プラチナくるみん認定等を受けると次の制度を活用できます。

- 公共調達における加点評価 くるみん助成金（こども家庭庁）
- 賃上げ促進税制（経済産業省） 働き方改革推進支援資金（株）日本政策金融公庫

詳細は



お問い合わせは都道府県労働局雇用環境・均等部（室）へ

都道府県	電話番号								
北海道	011-709-2715	埼玉	048-600-6269	岐阜	058-215-1550	鳥取	0857-29-1709	佐賀	0952-32-7218
青森	017-734-4211	千葉	043-221-2307	静岡	054-252-5310	島根	0852-31-1161	長崎	095-801-0050
岩手	019-604-3010	東京	03-3512-1611	愛知	052-857-0312	岡山	086-225-2017	熊本	096-352-3865
宮城	022-299-8844	神奈川	045-211-7380	三重	059-226-2318	広島	082-221-9247	大分	097-532-4025
秋田	018-862-6684	新潟	025-288-3511	滋賀	077-523-1190	山口	083-995-0390	宮崎	0985-38-8821
山形	023-624-8228	富山	076-432-2740	京都	075-241-3212	徳島	088-652-2718	鹿児島	099-223-8239
福島	024-536-4609	石川	076-265-4429	大阪	06-6941-8940	香川	087-811-8924	沖縄	098-868-4380
茨城	029-277-8295	福井	0776-22-3947	兵庫	078-367-0820	愛媛	089-935-5222		
栃木	028-633-2795	山梨	055-225-2851	奈良	0742-32-0210	高知	088-885-6041		
群馬	027-896-4739	長野	026-227-0125	和歌山	073-488-1170	福岡	092-411-4894		